

委員会提出議案第元（31）－1号

あきる野市議会会議規則の一部を改正する規則

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び第7項並びに会議規則第14条第2項の規定により提出する。

令和元年6月21日

あきる野市議会議長 子 籠 敏 人 殿

提出者 議会運営委員会委員長 増 崎 俊 宏

提案理由

議事を速記法以外の方法で記録することができるように、規定を整備する必要があるため。

あきる野市議会会議規則の一部を改正する規則

あきる野市議会会議規則（平成7年あきる野市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第86条第2項を次のように改める。

2 議事は、速記法その他議長が適当と認める方法によって記録する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。